

## 第8回教育委員会臨時会 案件表

### ○ 日 時

令和2年4月21日（火）

### ○ 議 題

#### 1 議 案

(1) 議案第33号 令和2年第8回教育委員会定例会の中止について

(資料1)

議案第 33 号

令和 2 年第 8 回教育委員会定例会の中止について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 21 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年第 8 回教育委員会定例会の中止について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和 2 年 4 月 21 日  
教育振興部教育総務課

### 令和 2 年第 8 回教育委員会定例会の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区教育委員会会議規則第 27 条に基づき、以下のとおり教育委員会定例会を中止する。

1 中止する定例会

令和 2 年第 8 回教育委員会定例会（令和 2 年 4 月 24 日（金））

2 周知方法

練馬区ホームページにより周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る附属機関等の会議の取扱い  
について（令和 2 年 4 月 15 日）

各部（室、局）長 様

企画部長 森田 泰子  
（公印省略）  
総務部長 堀 和夫  
（公印省略）

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る附属機関等の会議の取扱いについて

国の緊急事態宣言の発令に伴う緊急事態措置として東京都知事から外出自粛の要請がなされている。外部の委員を中心に構成される附属機関等の会議の対応について、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

#### 1 会議の開催の基本的な考え方

原則、会議は延期または中止とする。ただし、会議の延期または中止が困難な場合で、緊急かつやむを得ず実施しなければならない特別の事情がある場合は、つぎのとおりとする。

なお、いずれにおいても当該会議の会長および委員等と十分協議を行った上で、会議体として決定する。

(1) 書面の回付をもって、会議に代える（以下「書面開催」という。）。

※ 手続等は以下 2 および 3 を参考に取り扱う。

(2) 書面開催が困難な場合で、かつ、やむを得ず会議を開催しなければならない場合は、感染予防対策を徹底した上で、会議を開催する。

※ 開催回数や会議で取り扱う案件数を減らすなど、可能な限り会議の簡素化を図る。

#### 2 書面開催による場合の手続等

(1) 書面開催を決定する手続例

ア 会議の招集や議事運営の権限を有する会長（または委員長）により、書面開催について各委員の合意を得た上で、書面開催を行う旨の意思決定を起案により行う。

イ 意思決定に際しては、書面開催の日時、理由（「緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため」等）、議事の概要等を記載する。

※ 起案による意思決定は、当該附属機関の会長等の決定区分で意思決定を行う。

(2) 書面開催の議事運営例

ア 事務局は、事前に、会議資料（議事概要、資料等）を各委員に郵送等で配布する。

イ 各委員は、事務局に対し、メール、文書、電話等で、質疑や意見等を行う。

ウ 事務局は、各委員の質疑、意見等を、メール、文書等により各委員に送付する。

エ 各委員は、事務局に対し、書面で案件等に対する意思表示（同意、不同意、承認、不承認等）を行う。

オ 次回の会議の開催時に、書面の回付をもって会議に代えた案件等について確認（追認）を行う。

3 その他附属機関以外の会議の取扱い

上記の取扱いに準じて、各会議体において対応する。

4 Web会議の導入について

現在、Web会議の導入を検討しており、導入方法等については別途通知する。

5 その他

以上について、ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

**【担当】**

(会議全般に関すること)

総務部総務課総務係 内線 5615

(会議開催の手續、法令、条例等に関すること)

総務部文書法務課文書法務担当係 内線 5621～5623、5625

(Web会議に関すること)

企画部情報政策課情報化推進係 内線 6022